破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０８号
埼玉県本庄市児玉町児玉1731番地２
債務者　鈴木　茂久
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０９号
埼玉県本庄市児玉町児玉1731番地２
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１０号
愛知県岡崎市大樹寺２丁目８番地　市営住宅１―504
債務者　前田　惠子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
愛知県西尾市住崎５丁目21番地　アメニティ住崎２―２号室
債務者　渡邊　寿子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３７９号
大阪市住吉区苅田３丁目３番８号　エクセルハイツ小林101号
債務者　岡山　泰子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２８号
大阪府三島郡島本町山崎１丁目５番１号
債務者　大西　寿一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３７号
大阪市北区本庄東２丁目２番23号　ヴィレッジリバー天神橋803号室
債務者　清本　理恵
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６０４号
大阪市淀川区三国本町２丁目１番13―502号
債務者　中野　直義
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２０号
大阪府高槻市天川町24番23―204号
債務者　廣澤　芳子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７１５号
大阪市東淀川区菅原７丁目６番８―210号
債務者　田中　秀之
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５２号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　北川　尚志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１４号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目６番20号　セワール吉田401号
債務者　岸田　剛征
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７４号
大阪府高槻市別所中の町10番５号
債務者　深海　とき
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９２号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目６番２号
債務者　川原　眞一
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９０４号
大阪府東大阪市花園東町２丁目８―12　ハーモニーハイツ石井201号、住民票上の住所大阪府東大阪市上石切町２丁目９番36―610号朝日プラザ生駒西２番館Ｄ棟610号
債務者　今津　　治
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９７６号
大阪府守口市神木町４番20―202号
債務者　笠原　博志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部